

別表第2

収入基準算定表

世帯人員

■給与所得世帯の場合

	収入金額（給与支払金額）
給与所得世帯の収入	

■給与所得世帯以外の場合

	収入金額
給与所得世帯以外の収入	

※所得税課税証明書により確認

1. 給与所得世帯の場合の「所得金額」の計算式

範囲	所得金額
①収入金額が329万円以下	0
②収入金額が329万円を超え400万円以下	$\times 0.8 - 2,630,000 =$
③収入金額が400万円を超え878万円以下	$\times 0.7 - 2,230,000 =$
④収入金額が878万円を超える	$- 4,860,000 =$

2. 特別控除額

特別の事情	特別控除額			
①母子・父子世帯			49万円	
	小学校		8万円	
	中学校		16万円	
	高等学校	国公立	自宅通学 自宅外通学	28万円 47万円
		私立	自宅通学 自宅外通学	41万円 60万円
	高等専門学校	国公立	自宅通学 自宅外通学	36万円 55万円
		私立	自宅通学 自宅外通学	60万円 80万円
	大学	国公立	自宅通学 自宅外通学	59万円 102万円
		私立	自宅通学 自宅外通学	101万円 144万円
	専修学校	国公立	自宅通学 自宅外通学	17万円 27万円
		私立	自宅通学 自宅外通学	37万円 46万円
	高等課程	国公立	自宅通学 自宅外通学	22万円 62万円
		私立	自宅通学 自宅外通学	72万円 112万円
③障がいのある方のいる世帯	障がいのある方1人につき		86万円	
④長期療養者のいる世帯	療養のために経常的な特別な支出をしている金額			
⑤主たる家計支持者が別居している世帯	別居のために支出している金額。ただし、71万円を限度とする。			
⑥火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材あるいは、生活費を得るために基本的生産手段（田・畠・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額			
	合計			

備考 1 「②就学者のいる世帯であること」の控除には出願者本人を含めること。

2 該当する特別の事情が2つ以上ある場合には、これらの特別控除をあわせて控除することができる。

3 出願者は、奨学生となる学校を想定して控除すること。

4 障がい者とは、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者をいう。

認定所得金額（「1 所得金額」 - 「2 特別控除額」）